

減価償却資産と償却資産

Q : 減価償却費の取扱いが変わりましたが、償却資産との関係はどのようになりましたか？

A : 特に変更になったことはありません。

【解説】

減価償却資産と償却資産との関係は、次のようになっています。

[償却資産税の対象にならないもの]

- ・ 耐用年数1年未満の資産又は取得価額10万円未満の資産のうち損金算入したもの
- ・ 取得価額20万円未満の資産のうち3年一括償却を選択した資産

[償却資産税の対象になるもの]

- ・ 使用可能期間が1年未満である資産又は取得価額が20万円未満の資産のうち個別償却を選択したもの
- ・ 30万円未満の資産を即時償却したもの

なお、減価償却費の改正により、耐用年数が2年の資産に定率法を摘要した場合、事業の用に供した月が期首の月であれば、全額が損金に算入することもできるようになり、償却資産税の対象にならないのではと思いがちですが、この場合であっても、上記の要件に合致していなければ償却資産税の対象になりますので注意してください。

ちなみに、耐用年数が2年の資産であっても取得価額が20万円未満であれば、3年一括償却の選択ができますので、これを選択した場合には、償却資産税の対象にはなりません。

